

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第38号

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則（平成13年鳥取県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例</u>（平成13年鳥取県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定保管の届出）</p> <p>第2条 条例第7条第1項の規定による届出は、様式第1号による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）敷地の形状、<u>使用済タイヤ</u>を保管する位置、高さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模を明らかにした配置図</p> <p>（3）排水溝その他の<u>設備</u>の構造及び規模を明らかにした図面</p> <p>（4）略</p> <p>（5）売買契約書、取引伝票等の写しその他その利用目的を明らかにする書類</p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例</u>（平成13年鳥取県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定保管の届出）</p> <p>第2条 条例第8条第1項の規定による届出は、様式第1号による届出書を提出してしなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）敷地の形状、<u>廃自動車等</u>を保管する位置、高さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模を明らかにした配置図</p> <p>（3）排水溝その他の<u>設備又は不浸透性材料の底面</u>を設けている場合にあっては、その構造及び規模を明らかにした図面</p> <p>（4）略</p> <p>（5）<u>保管に係る廃自動車等が有価物である場合にあっては、</u>売買契約書、取引伝票等の写し、<u>事業報告書又は決算報告書</u>その他その利用目的を明らかにする書類</p>

(変更の届出等)

第3条 条例第7条第2項本文の規定による変更の届出は、様式第2号による届出書を提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 利用目的を変更する場合にあっては、変更後の利用目的に係る前条第2項第5号に掲げる書類

3 条例第7条第2項ただし書の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 当初の届出に係る使用済タイヤの数量の増減であって、増減後において条例第8条第2号ウに掲げる基準の範囲内であるもの又は当初の届出に記載された増加予定数量の範囲内であるもの

(2) 略

(掲示板)

第4条 条例第8条第1号イに規定する掲示板は、様式第3号によるものとする。

(指導、勧告及び命令の手続)

第5条 条例第9条の規定による指導並びに条例第10条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令は、その趣旨並びに講ずべき措置の期限及び内容を明示した文書により行うものとする。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住所

届出者 氏名 

(法人にあっては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

特 定 保 管 届 出 書

(変更の届出等)

第3条 条例第8条第2項本文の規定による変更の届出は、様式第2号による届出書を提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 廃棄物として届け出たものを有価物とする場合又は有価物としての利用目的を変更する場合にあっては、変更後の利用目的に係る前条第2項第5号に掲げる書類

3 条例第8条第2項ただし書の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 当初の届出に係る廃自動車等の数量の増減であって、増減後において条例第9条第2号イに掲げる基準の範囲内であるもの又は当初の届出に記載された増加予定数量の範囲内であるもの

(2) 略

(掲示板)

第4条 条例第9条第1号イに規定する掲示板は、様式第3号によるものとする。

(指導、勧告及び命令の手続)

第5条 条例第10条の規定による指導並びに条例第11条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令は、その趣旨並びに講ずべき措置の期限及び内容を明示した文書により行うものとする。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住所

届出者 氏名 

(法人にあっては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

特 定 保 管 届 出 書

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する
条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出
ます。

使用済タイヤ	
保管場所	
保管数量 (今後増加が確 実に見込める場 合は、その予定 量及び時期)	本 増加予定数量 本 時期 年 月
保管期間	年 月 日から 年 月 日まで
敷地面積	m ²
	高さ m
方 法	囲いの有無 有(高さ m)・無
	底面の状況
廃棄物と有価 物の別	
利用目的	
事業に関する許 認可、登録、資 格等の状況	
備考	

注 1 及び 2 略

3 氏名を自署する場合には、押印を省略する
ことができる。

添付書類

- 略
- 敷地の形状、使用済タイヤを保管する位置、
高さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模
を明らかにした配置図
- 排水溝その他の設備の構造及び規模を明らか
にした図面
- 略
- 売買契約書、取引伝票等の写しその他その利

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条
例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ま
す。

廃自動車	廃タイヤ
保管場所	
保管数量 (今後増加が 確実に見込め る場合は、そ の予定数量及 び時期)	台 増加予定数量 台 時期 年 月
保管期間	年 月 日から 年 月 日まで
敷地面積	m ²
	高さ m
方 法	囲いの有無 有(高さ m)・無
	底面の状況
廃棄物と有価 物の別	廃棄物・有価物 ・混在 (うち有価物 台)
利用目的(有 価物の場合)	
事業に関する 許認可、登 録、資格等 の状況	
備考	

注 1 及び 2 略

添付書類

- 略
- 敷地の形状、廃自動車等を保管する位置、高
さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模を
明らかにした配置図
- 排水溝その他の設備又は不浸透性材料の底面
を設けている場合にあっては、その構造及び規
模を明らかにした図面
- 略
- 保管に係る廃自動車等有価物である場合に

用目的を明らかにする書類

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住所

届出者 氏名 

(法人にあっては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

特定保管届出事項変更届出書

年 月 日付けで届け出た事項を変更したいので、鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

添付書類

- 保管場所を変更する場合にあっては、変更後の次に掲げる書類
 - 略
 - 敷地の形状、使用済タイヤを保管する位置、高さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模を明らかにした配置図
 - 排水溝その他の設備の構造及び規模を明らかにした図面
- 工 略
- 2及び3 略
- 4 利用目的を変更する場合にあっては、変更後の利用目的に係る売買契約書、取引伝票等の写しその他変更後の利用目的を明らかにする書類

あつては、売買契約書、取引伝票等の写し、事業報告書又は決算報告書その他その利用目的を明らかにする書類

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住所

届出者 氏名 

(法人にあっては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

特定保管届出事項変更届出書

年 月 日付けで届け出た事項を変更したいので、鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

略

添付書類

- 保管場所を変更する場合にあっては、変更後の次に掲げる書類
 - 略
 - 敷地の形状、廃自動車等を保管する位置、高さ及び面積並びに囲いの位置、構造及び規模を明らかにした配置図
 - 排水溝その他の設備又は不浸透性材料の底面を設けている場合にあっては、その構造及び規模を明らかにした図面
- 工 略
- 2及び3 略
- 4 廃棄物として届け出たものを有価物とする場合又は有価物としての利用目的を変更する場合にあっては、変更後の利用目的に係る売買契約書、取引伝票等の写し、事業報告書又は決算報告書その他変更後の利用目的を明らかにする書類

様式第3号(第4条関係)

60センチメートル以上	
使用済タイヤ保管場所	
60 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	略
	保管数量 本
	略

様式第3号(第4条関係)

60センチメートル以上	
廃自動車(廃タイヤ)保管場所	
60 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	略
	保管する物品の種類 及び台(本)数
	略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。